

プール管理の基礎知識

プールをいかに正しく管理するか、「古くて、新しい難問」といわざるを得ません。
優れた機器、薬剤を正しく使うこと、これがポイントです。

・プール衛生管理のポイント・

- ① プールに汚れを持ち込まない
- ② ろ過機の機能をフルに活用する
- ③ 薬剤にたよりすぎない
- ④ 原水の性質を把握しておく

・残留塩素はなぜ必要か・

プールは残留塩素濃度が規定量(0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓ)存在しないと
人体に影響を与える様々な病原菌の格好の住処なのです。
そのために最も重要なポイントは残留塩素濃度を正しく管理することです。

・残留塩素による菌の致死量は・

塩素濃度	死滅菌
0.10mg/ℓ	チフス菌、コレラ菌、赤痢菌、腸炎ビブリオ菌、黄色ぶどう球菌 パラチフス菌
0.15～ 0.25mg/ℓ	大腸菌、ジフテリア菌、脳せきずい膜炎菌、肺炎球菌、溶血性連鎖球菌、サルモネラ菌

・PHは殺菌力に影響を与える・

水質基準はPH5.8～8.6(厚生労働省基準)とされていますが中性(PH7)より
高いほど殺菌力が弱くなり、低い程強くなります。

PH5.8 ← PH7 → PH8.6
(殺菌力が強くなる) (殺菌力が弱くなる)

・水質基準に法律の規定は・

厚生労働省の通達と文部科学省の学校環境衛生基準があります

	厚生労働省通達(平成13年7月24日)	文部科学省学校環境衛生の基準(平成13年8月28日)
給水原水	—————	飲料水基準に適合するものであることが望ましい
PH	5.8～8.6	5.8～8.6
濁度・透明度	2度以下	2度以下
残留塩素	遊離残留塩素0.4mg/ℓ以上であること。 また1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。	プール内の対角線上の3点以上を選び表面及び 中層で0.4mg/ℓ以上であること。 また1.0mg/ℓ以下であることが望ましい。
過マンガン酸消費量	12mg/ℓ以下	12mg/ℓ以下
総トリハロメタン	0.2mg/ℓ以下であることが望ましい	0.2mg/ℓ以下であることが望ましい
大腸菌群	検出されないこと	検出されてはならない
一般細菌数	200CFU/ml以下	1ml中200コロニー以下

・正しい日常検査とは・

項目	内容	点検頻度
塩素管理	プール本体 0.4～1.0mg/ℓ(遊離塩素) 1.0mg/ℓ以上(総残留塩素)	1時間毎に1回
	足・腰洗槽 50～100mg/ℓ(遊離塩素)	1日1回以上
PH管理	プール本体 5.8～8.6(厚生労働省基準)望ましくは6.5～8.0	1日1回以上
項目	内容	
外観	プール本体	浮遊物、沈殿物がないことが望ましい。
透明度	プール本体	プール水は水中で3m離れた位置からプール壁面が明確に見える程度に保たれていること。
ろ過機	プール本体	適時点検を行う。